

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センターにおける

食堂等設置・運営者の公募の公示

2026年10月1日からの当センター内における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための食堂（職員食堂・レストラン・喫茶）、売店、清涼飲料水自動販売機等（缶飲料・ペットボトル飲料・カップ麺・医療用品・公衆電話）、コインランドリー、喫茶の設置（以下「食堂等」という。）及び運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書等」という。）を提出願います。

2026年 7月 30日

独立行政法人国立病院機構
高崎総合医療センター
院長 小川 哲史

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センターにおける食堂等の設置・運営事業。別添【貸付（運営）公募一覧】のとおり。

(2) 運営内容

運営者は、院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当センターと協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための食堂等の設置・運営の全般を実施する。

(3) 貸付（運営）期間

2026年10月1日 ～ 2033年9月30日（7年間）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新契約はしない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、売店・食堂事業等当該事業について、各々良好な運営実績が3年以上あること。（個人営業可）
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ④ 本件で設置・運営する全ての業務を一括して運営できること

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

- ① 企画書の提出者の能力

- 同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
- ②担当予定スタッフの能力
スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、
その他主要業務の実績
- ③食堂等の運営方針等
運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組
意欲
- ④運営者からの提案
企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性
- ⑤賃貸料見積の妥当性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒370-0829 群馬県高崎市高松町36番地
独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター
事務部 企画課 契約係長
電話027-322-5421（直通） 担当 春日 康佑

(2) 説明書の交付期間及び場所

①交付期間

2026年7月30日(木)から2026年8月14日(金)まで
(ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定
する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

①登録期限

2026年 8月17日(月) 17時00分

②登録場所及び方法

「(1)」に同じ（別紙「応募申込書」を持参又は郵送）

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

【企画書】2026年 8月21日(金) 17時00分

【見積書】2026年 8月31日(月) 17時00分

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ（持参又は郵送）

(5) 見積書の開封日時及び場所

2026年9月1日(火) 10時30分 別館講堂

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

- (2) 契約書作成の要否 …… 要 (定期建物賃貸借契約による予定)
- (3) 企画書のヒアリング …… 必要に応じて実施
- (4) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3. (1)」に同じ
- (5) 詳細は、説明書による

【貸付 (運営) 公募一覧】

契約名称	契約期間
職員食堂・レストラン	2026.10.1 ～ 2033.9.30 (7年間)
売店	2026.10.1 ～ 2033.9.30 (7年間)
コインランドリー	2026.10.1 ～ 2033.9.30 (7年間)
喫茶	2026.10.1 ～ 2033.9.30 (7年間)
自動販売機等 (缶 PET 飲料・食品類・医療用品)	2026.10.1 ～ 2033.9.30 (7年間)
公衆電話	2026.10.1 ～ 2033.9.30 (7年間)